



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

最近の競争政策の進展

平成23年1月21日

於:大会議室

公正取引委員会委員 後藤 晃



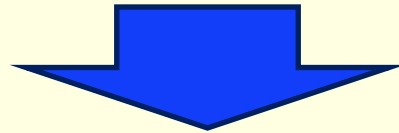
1. 独占禁止法と公正取引委員会

2. 公正取引委員会の最近の取組

3. 独占禁止法の改正

独占禁止法（1947年制定）

公正で自由な競争の促進



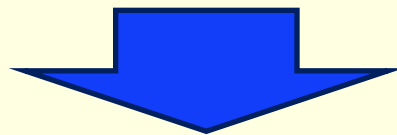
消費者利益の増進
国民経済の発達

活発な競争により市場が機能すると

- ① 企業は競争相手よりも消費者の選好によりよく、より効率的にこたえるように努力し、その結果、消費者により安い価格、より多くの選択肢、より優れた性能、機能の製品をもたらす。(限られた資源の効率的な利用)
- ② 生産性が向上し、経済成長に貢献する。(競争と技術革新の関係)

競争は「公正で自由な」競争でなければならない。

市場における競争が上に述べた望ましい結果をもたらすためには、競争が「公正で自由」なものであることを確保するルールが必要



独占禁止法の役割
(世界で100カ国近くが競争法を導入)

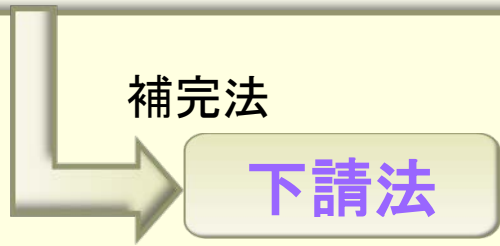
事業者による4類型の行為を禁止

私的独占
支配型・排除型

不当な取引制限
カルテル・談合など

不公正な取引方法

競争を実質的に
制限することとなる
企業結合



有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり(**支配**)、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出しまたは新規参入を妨害する(**排除**)こと。

独占禁止法2条5項

事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

独占禁止法3条前段

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、
お互いに市場で競争を行わないようにすること。

価格カルテルや**入札談合**が典型。

独占禁止法2条6項

事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

独占禁止法3条後段

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

独占禁止法8条

事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

私的独占・不当な取引制限の禁止に違反すると……①

⇒ **排除措置命令・課徴金納付命令。**

課徴金の適用範囲

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	売上高10% (中小企業4%)	3% (中小企業1. 2%)	2% (中小企業1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%
排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売・差別対価 ・共同の取引拒絶・ 再販売価格の拘束 (繰り返しの場合)	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

＋ 主導的役割を果たした事業者に対する課徴金は5割増

私的独占・不当な取引制限の禁止に違反すると……②

とりわけカルテル・談合退治は、我が国の大きな課題。

「競争なくして成長なし！」

----しかし、発見・解明が困難……



平成18年1月施行の改正法で**課徴金減免制度**を導入。平成22年1月施行改正法で一層拡充。

立入検査前

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1番目の申請者 | ⇒ 課徴金を 免除 |
| 2番目の申請者 | ⇒ 課徴金を 50%減額 |
| 3～5番目の申請者 | ⇒ 課徴金を 30%減額 |

立入検査後

- | | |
|-----------|---------------------|
| 5番目までの申請者 | ⇒ 課徴金を 30%減額 |
|-----------|---------------------|

減免事業者数は、
合計5社まで。

同一企業グループ内の複数の
企業による共同申請も可能。

威力を発揮----平成21年度の課徴金減免申請件数:85件。導入時以来の累計:349件。

私的独占・不当な取引制限の禁止に違反すると……③

私的独占・不当な取引制限は、犯罪である。

5年以下の懲役・500万円以下の罰金

法人等に対する両罰規定：5億円以下の罰金

公取委は、悪質な事件については「犯則調査権限」を用いた調査を実施

⇒ 検事総長に告発。

課徴金と罰金が併せて科されることになったら？

⇒ 罰金額の2分の1に相当する金額を課徴金納付額から控除する。

入札談合は、しばしば「**官製談合**」

→ **入札談合等関与行為防止法**(官製談合防止法) H14制定

公正取引委員会が、入札談合事件の調査で、
発注機関職員の関与行為を見つけたときは、
各省大臣・地方公共団体等の長に、改善措置を要求。
各省大臣・市長等は、調査結果や改善措置を公表し、
公正取引委員会に通知。
公正取引委員会は、その調査結果・改善措置に対して
意見を述べることができる。

その後の改正で、
職員による入札等の妨害の罪も創設(H18)

次のような行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもの。

- **共同の取引拒絶**＝正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- **差別対価**＝不当に、地域または相手方により差別的な対価で、取引すること。
- **不当廉売**＝正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- **再販売価格の拘束**＝正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- **優越的地位の濫用**＝取引上の地位が優越していることを利用して取引の相手方に不当に不利益を与えること。
- **排他条件付取引**＝不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- **拘束条件付取引**＝販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- **欺まんの顧客誘引**＝商品の内容や取引条件について顧客に誤認させることにより、競争事業者の顧客を不当に誘引すること。
-

事業者が不公正な取引方法を用いると、

公正取引委員会が**排除措置命令**。(独禁20)

ただし、刑事罰はなし。

平成22年1月施行の改正法により、

一部は**課徴金納付命令**の対象となった。(独禁20の2～6)

- 不当廉売, 差別対価, 共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束
(同一の違反行為を繰り返した場合)
- 優越的地位の濫用

不公正な取引方法の禁止規定に違反する行為の

被害者は、**差止請求**をすることができる。(独禁24)

(平成12年改正により、明文で認められた。)

被害者は民法に基づいて、損害賠償請求をなすうる。

その場合は、加害者の「**故意または過失**」と

それによって「損害が生じたこと」を、

被害者が主張・立証しなければならない。

故意または過失

損害の発生

私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法等の

違反行為につき、排除措置命令・課徴金納付命令証明の法的措置が確定している場合は、

違反企業は「**故意または過失**」がなかったことをして損害賠償責任を免れることができない。（独

禁25）

~~故意または過失~~

損害の発生

無過失損害賠償責任

■ 下請代金支払遅延等防止法

下請取引の公正化のための法律(1956年制定)

■ 親事業者と下請事業者の関係は、資本金規模で簡便に認定。

例えば、物品の製造・修理委託の場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む)

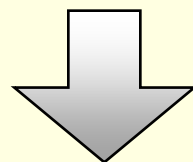
- 親事業者の義務：注文書作成・交付・保存，支払期日の決定等。
- 親事業者に対し，**下請代金支払遅延**，**下請代金減額**等を禁止。
- 親事業者に違反行為があれば，
公正取引委員会は是正措置をとるよう**勧告**。

(中小企業庁長官は公正取引委員会に措置請求可)

企業結合規制の基本的な考え方

株式保有，役員兼任，合併，
分割，共同株式移転，事業譲
受け等（企業結合）

企業結合のうち，
一定の要件に合致するもの



事前届出の義務付け（30日前）

企業結合により

一定の取引
分野における

競争を実質的に制限
することとなる場合



企業結合の
禁止

関係条文：独占禁止法第10条，第13条～第16条等

※ただし，独占禁
止法上の問題
を解消する措置
が採られる場合
には容認

独占禁止法の目的を達成することを任務とする
合議制の行政機関(独禁27①, 独禁29①)

内閣府の外局。

内閣総理大臣の所轄に属するが(独禁27②)

委員長・委員は独立してその職務を行う(独禁28)。



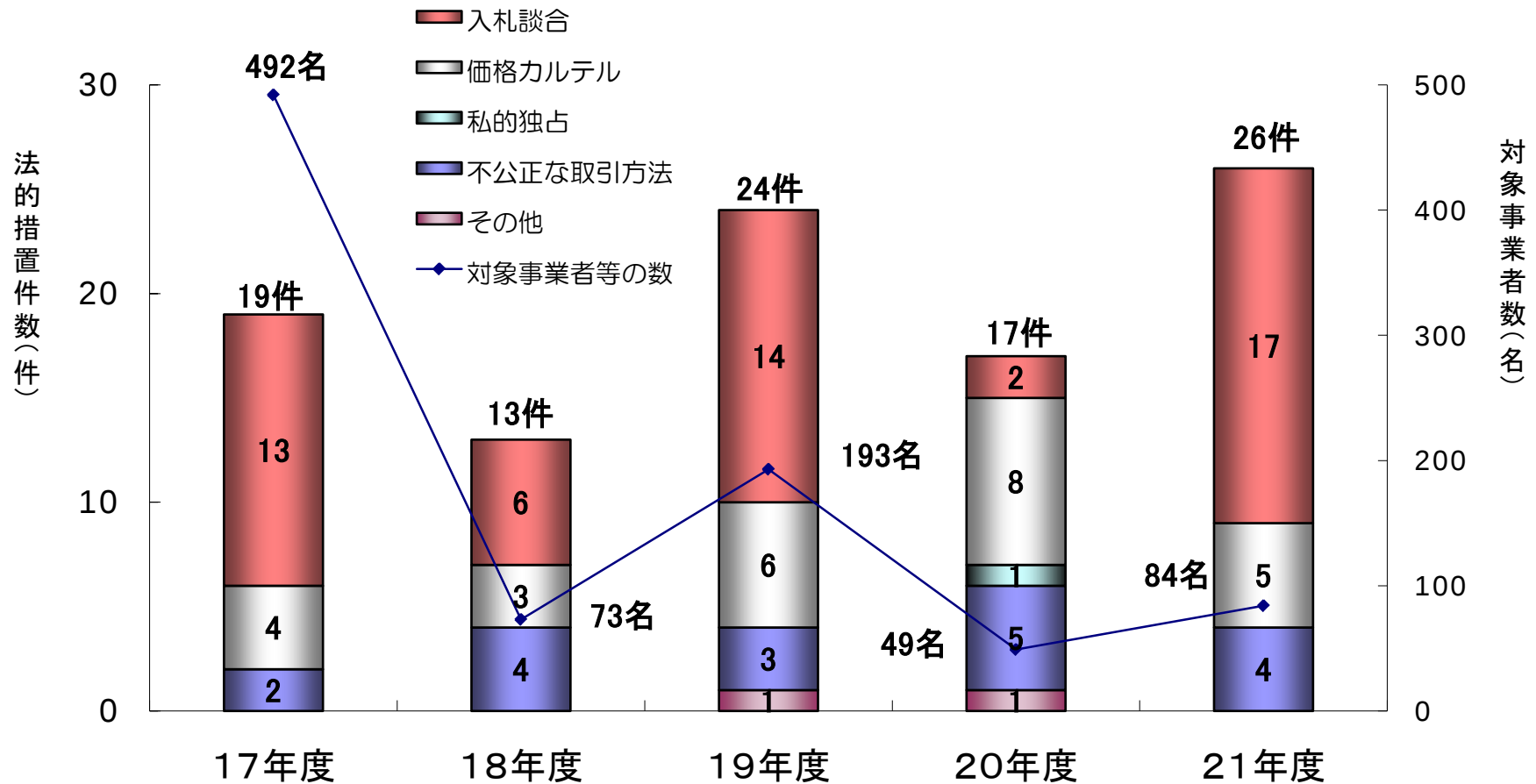
1. 独占禁止法と公正取引委員会

2. 公正取引委員会の最近の取組

3. 独占禁止法の改正

独占禁止法に基づく 厳正・的確な法執行①

最近の独占禁止法違反事件の処理状況

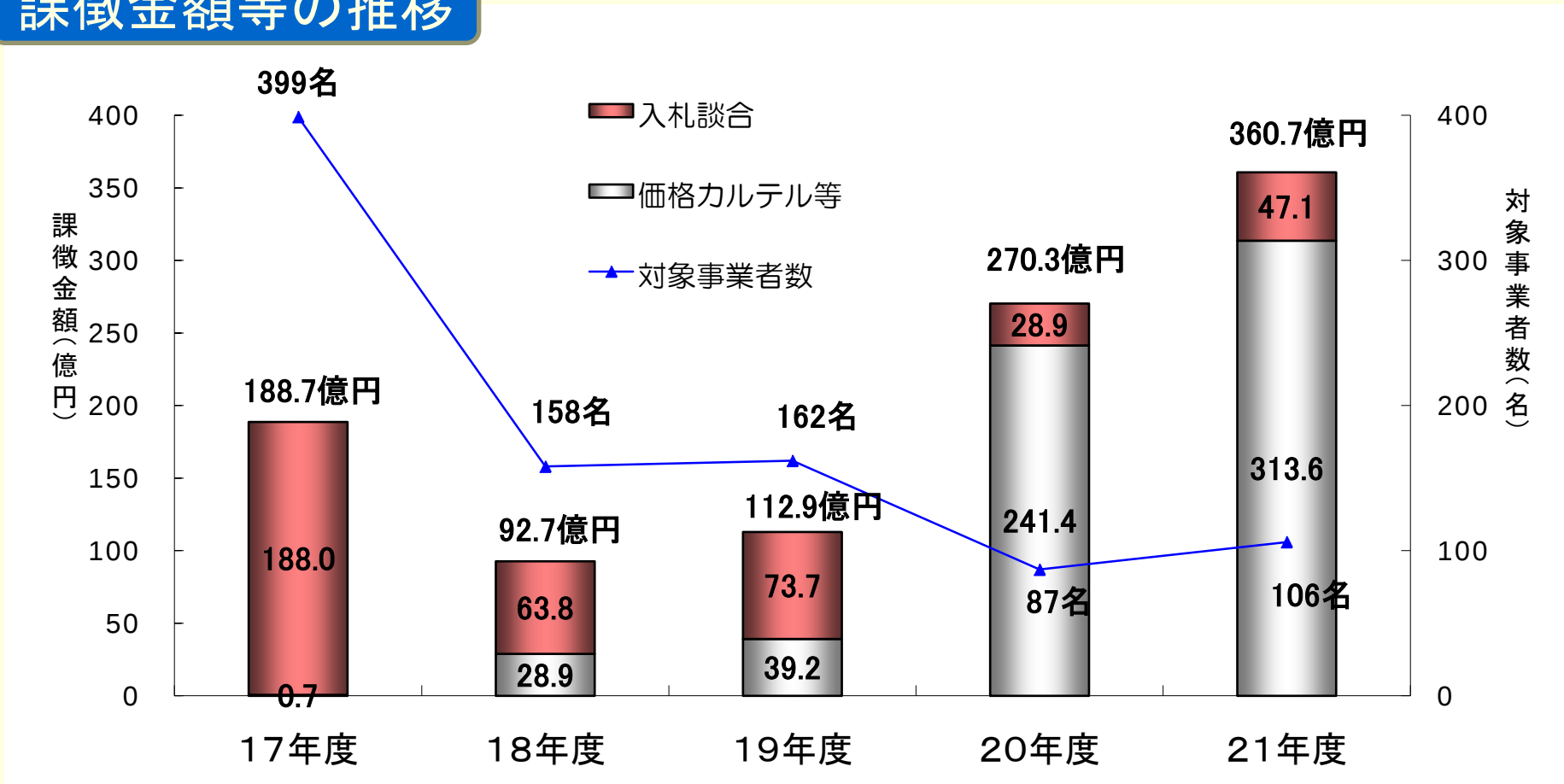


平成21年度は26件の独占禁止法違反事件につき、述べ84名の事業者に命令を発出。

平成22年度(4～12月)は12件の独占禁止法違反事件につき、述べ109名の事業者に命令を発出。20

独占禁止法に基づく 厳正・的確な法執行②

課徴金額等の推移



平成21年度は延べ106名の事業者に対して、総額360億7471万円の課徴金納付命令。

平成22年度(4～12月)は延べ140名の事業者に対して、総額660億550万円の課徴金納付命令。

独占禁止法に基づく 厳正・的確な法執行③

平成22年度(4～12月)における排除措置命令の事例

違反行為	件数	主要事例	概要
入札談合	4	鹿児島県が発注する海上工事入札談合事件 (平成22年11月排除措置命令)	鹿児島県発注の特定海上工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (課徴金総額：14億4054万円)
価格カルテル	6	建設・電販向け電線の製造業者及び販売業者による価格カルテル事件 (平成22年11月排除措置命令)	特定建設・電販向け電線の販売価格を決定していく旨を合意していた。(課徴金総額：108億3817万円)
拘束条件付取引	1	視力補正用コンタクトレンズの販売業者による拘束条件付取引事件 (平成22年12月排除措置命令)	視力補正用コンタクトレンズの販売に関し、取引先小売業者に対し、広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。
優越的地位の濫用	1	ホームセンターによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件 (平成22年7月排除措置命令)	納入業者に対し、店舗の閉店又は全面改装に伴い自社の店舗で販売しないこととした商品及び棚替え又は商品改廃に伴い定番商品から外れた商品を返品していた。 また、納入業者に対し、店舗の開店若しくは閉店、全面改装又は棚替えに際して、当該納入業者以外の者が納入した商品を含む当該店舗の商品について、売場への搬入、陳列、撤去、売場からの搬出等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣させていた。

独占禁止法に基づく 厳正・的確な法執行④

平成21年度における排除措置命令の事例

違反行為	件数	主要事例	概要
入札談合	17	電力会社が発注する電力用電線等の談合事件 (平成22年1月排除措置命令)	電力会社が発注する特定電力用電線等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(課徴金総額：6億3301万円)
価格カルテル	5	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者らによる価格カルテル事件 (平成21年8月排除措置命令)	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者が、GL鋼板の店売り取引、軽量天井下地材製造業者向けGI鋼板のひも付き取引及び建材製品製造業者向け特定カラー鋼板のひも付き取引について、それぞれ販売価格を引き上げる旨等を合意していた。(課徴金総額：152億4718万円)
拘束条件付取引	2	CDMA携帯無線通信に係る知的財産権のライセンス契約による拘束条件付取引事件 (平成21年9月排除措置命令)	半導体集積回路の製造販売業者が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、その実施権等を一括して許諾する契約を締結する国内端末等製造販売業者に対して、その実施権等を無償で許諾することを余議なくさせ、かつ知的財産権による権利主張を行わない旨を約することを余議なくさせている。
優越的地位の濫用	2	フランチャイズ・チェーン本部による加盟店に対する優越的地位の濫用事件 (平成21年6月排除措置命令)	フランチャイズ・チェーンの加盟者が経営するコンビニエンスストアで廃棄された商品の原価相当額の全額が加盟者の負担となる仕組みの下で、推奨商品のうちデイリー商品に係る見切り販売を行おうとし、又は行っている加盟者に対し、見切り販売の取りやめを余儀なくさせている。

独占禁止法に基づく 厳正・的確な法執行⑤

私的独占・不当な取引制限は、犯罪である。

5年以下の懲役・500万円以下の罰金
法人等に対する両罰規定：5億円以下の罰金

近時の有罪判決の例

溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者（平成20・11・11告発，同年12・8追加告発）
⇒ 有罪判決（平成21年9月15日） 被告会社：1億6000万円～1億8000万円の罰金
被告会社の元担当幹部：懲役10月～1年（執行猶予3年）

緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の入札参加業者等
（平成19・5・24告発，同年6・13追加告発）
⇒ 有罪判決（平成19年11月1日） 被告会社：4000万円～9000万円の罰金
被告会社の受注業務従事者：懲役6月～8月（執行猶予2年～3年）
緑資源機構の元役職員：懲役1年6月～2年（執行猶予3年～4年）

名古屋市営地下鉄に係る土木工事の入札参加業者（平成19・2・28告発，同年3・20追加告発）
⇒ 有罪判決（平成19年10月15日） 被告会社：1億円～2億円の罰金
被告会社の受注業務従事者：懲役1年6月～3年（執行猶予3年～5年）

官製談合事件に対する 厳正・的確な法執行

最近の事例

○青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する件

(対象事業者数27名 平成22年4月排除措置命令)

----青森市副市長の職にあった者が、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示

⇒ **青森市長**に対し、改善措置を要求。

○防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らに対する件

(対象事業者数5名 平成22年3月排除措置命令)

----防衛省航空自衛隊第一補給処の職員が、什器類の入札前に、当該什器類の落札予定者についての意向を落札予定者に提示

⇒ **防衛大臣**に対し、改善措置を要求。

○札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する件

(対象事業者数8名 平成20年10月排除措置命令)

----札幌市下水道局建設部長又は同局建設部施設建設課長の職にあった者が、工事の入札前に、当該工事の落札予定者についての意向を、落札予定者に提示

⇒ **札幌市長**に対し、改善措置を要求。



公正な取引慣行の推進 ----優越的地位の濫用への対処

優越的地位の濫用に対する公正取引委員会の取組

取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用し正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に対して不利益を与える行為を行うことは、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正な取引
ルールを整備

違反行為への厳正
かつ迅速な対処

小売業における公正な納入取引の確保

○ 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(平成17年11月から施行)

サービス分野における下請取引の公正化

○ 下請法の改正により、①ソフトウェア、テレビ番組等の情報成果物の作成委託及び②運送、ビルメンテナンス等の役務の提供委託に係る下請取引を下請法の対象に追加(平成16年4月から施行)。

荷主による不当行為の排除

○ 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)を制定(平成16年4月から施行)

違反事件の処理

(最近の主要な事件)

- ホームセンター(**ロイヤルホームセンター**)に対する排除措置命令(平成22年7月)
- フランチャイズ・チェーン本部(**セブン・イレブン・ジャパン**)に対する排除措置命令(平成21年6月)
- 家具量販店(**島忠**)に対する排除措置命令(平成21年6月)
- 百貨店(**大和**)に対する排除措置命令(平成21年3月)
- 大型家電量販店(**ヤマダ電機**)に対する排除措置命令(平成20年6月)

事業者の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得することは、正常な競争手段とはいえず、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある不当廉売は、不公正な取引方法の1つとして禁止されている。

違反行為の未然防止

違反行為への厳正かつ迅速な対処

実態の把握

考え方の明確化

事業活動の中でどのような行為が実際に違反となるかを具体的に示した指針（ガイドライン）を作成。

- ・不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月）
- ・酒類の流通における不当廉売，差別対価等への対応について（平成21年12月）
- ・ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について（平成21年12月）
- ・家庭用電気製品の流通における不当廉売，差別対価等への対応について（平成21年12月）
- ・官公庁等の情報システム調達における安値受注について（平成13年1月）
- ・公共建設工事に係る低価格入札問題への取組について（平成16年4月）

違反事件の処理

- ・石油製品の小売業者に対する排除措置命令（平成18年5月，平成19年11月）
- ・警告・公表案件（平成13年度以降）

酒	9
石油製品	13
家電	1
官公庁の情報システムの調達	4
官公庁発注のオークション運営補助業務	2
官公庁発注の建設工事	10
官公庁発注の建設コンサルタント業務	1

・不当廉売につながるおそれがあるとして迅速処理により注意を行ったものは右表のとおり。



流通実態調査

小売業者の不当廉売の問題の背景にあると考えられるメーカーが行うリベート等の差別取扱いの問題などを明らかにするため，ガソリン，家電のメーカー等に対する実態調査を実施（ガソリン：平成16年9月22日公表，家電：同月24日公表）。フォローアップ調査を実施（ガソリン，家電：平成17年9月29日公表）。

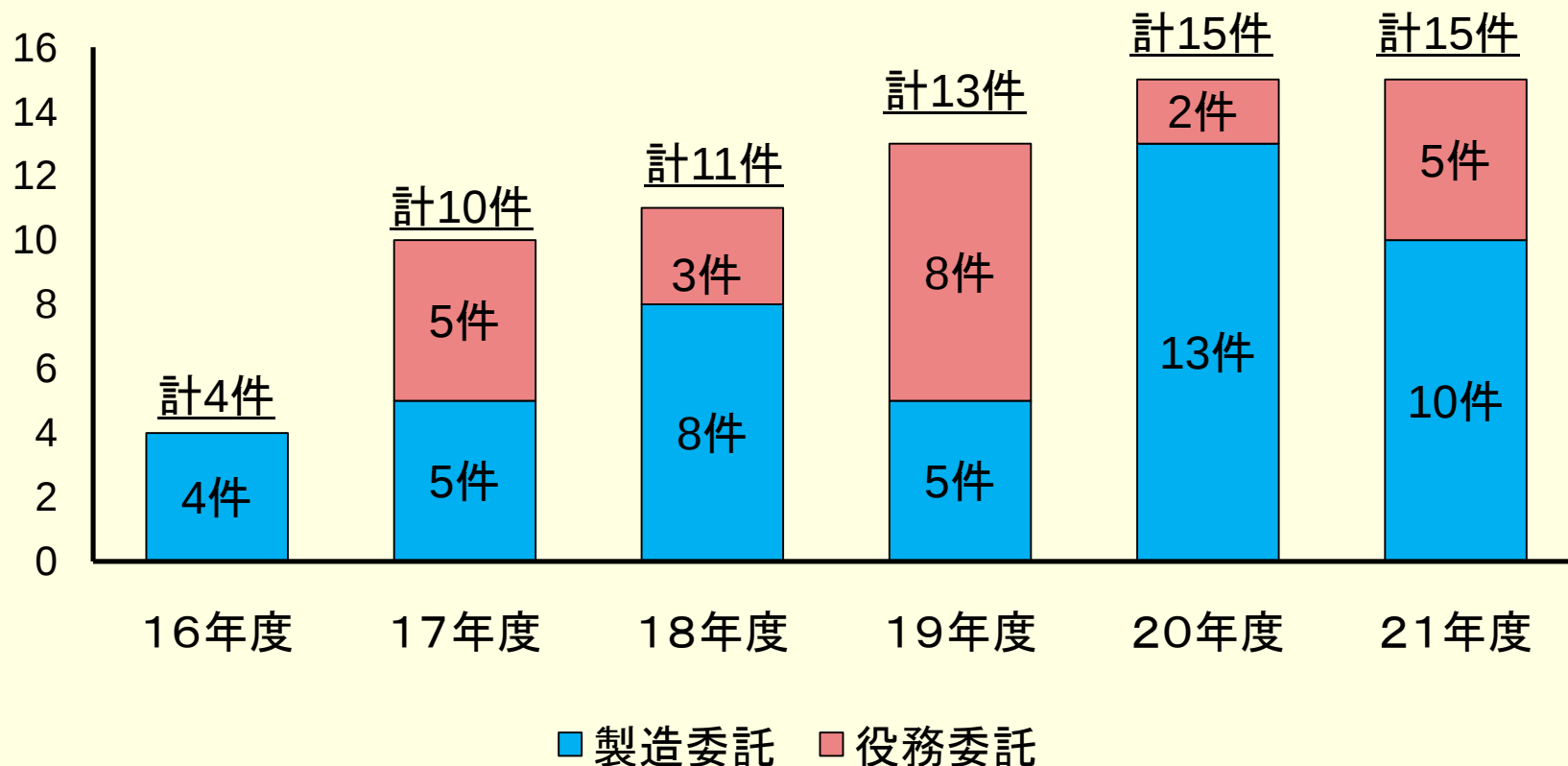
不当廉売注意件数					
	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
H19年度	926	306	427	20	1679
H20年度	795	430	2364	65	3654
H21年度	700	956	1425	144	3225
H22年度 (4~12月)	782	517	724	88	2111

【定期書面調査の状況】（公正取引委員会担当分）

下請取引の性格上，下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないため，公正取引委員会は，中小企業庁と共同で，親事業者及び下請事業者に対して，定期的に書面調査を実施。

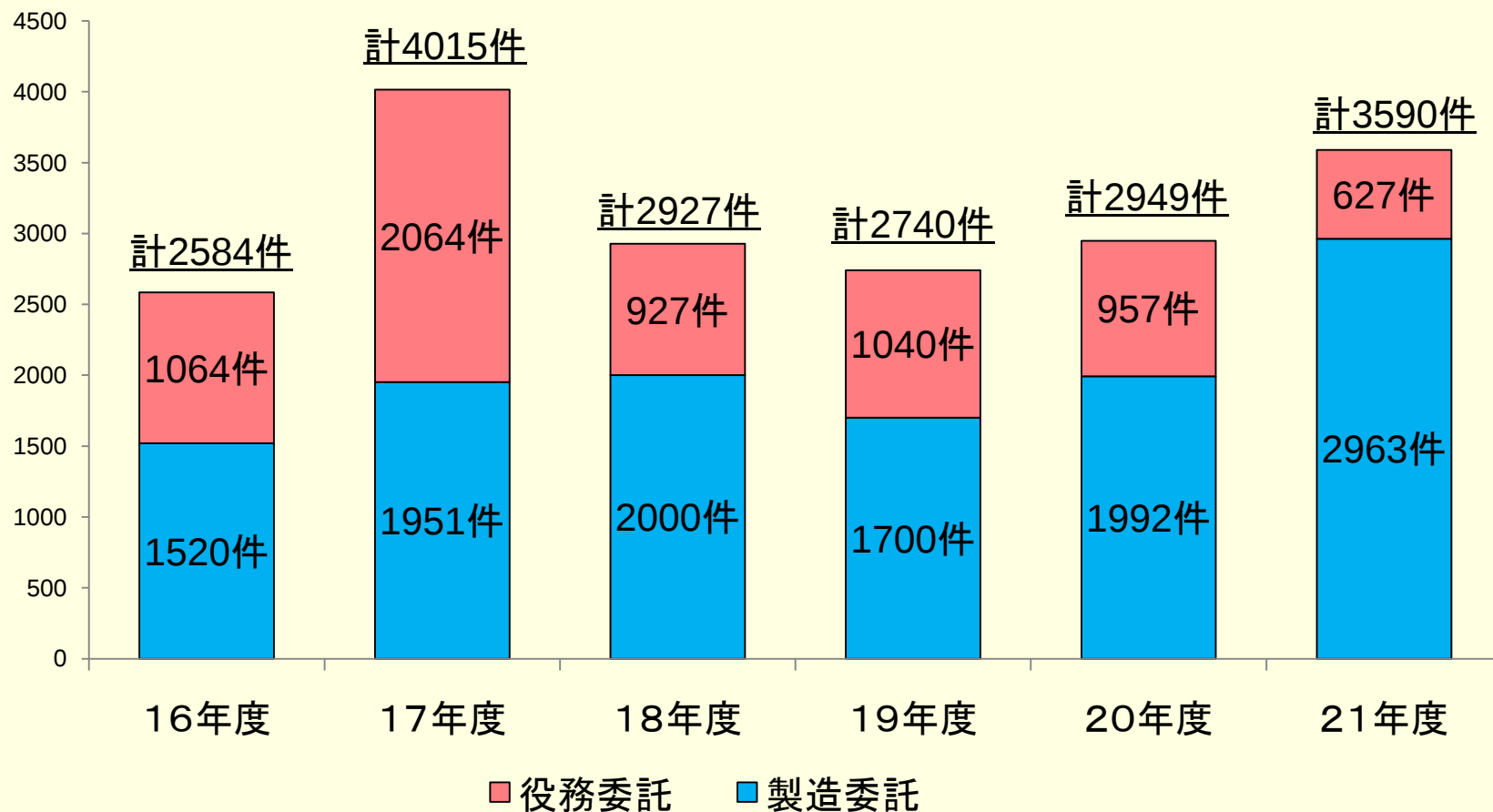
年 度		親事業者調査(社)	下請事業者調査(名)
平成20年度		34,181	160,230
	製造委託等	27,583	117,745
	役務委託等	6,598	42,485
平成21年度		36,342	201,005
	製造委託等	24,502	121,692
	役務委託等	11,840	79,313
平成22年度		38,046	210,166
	製造委託等	24,782	147,692
	役務委託等	13,264	62,474

【勧告件数の推移】（平成16年4月の改正下請法施行以降，勧告を公表）



平成22年度(4～12月)に勧告を行った件数は8件である。

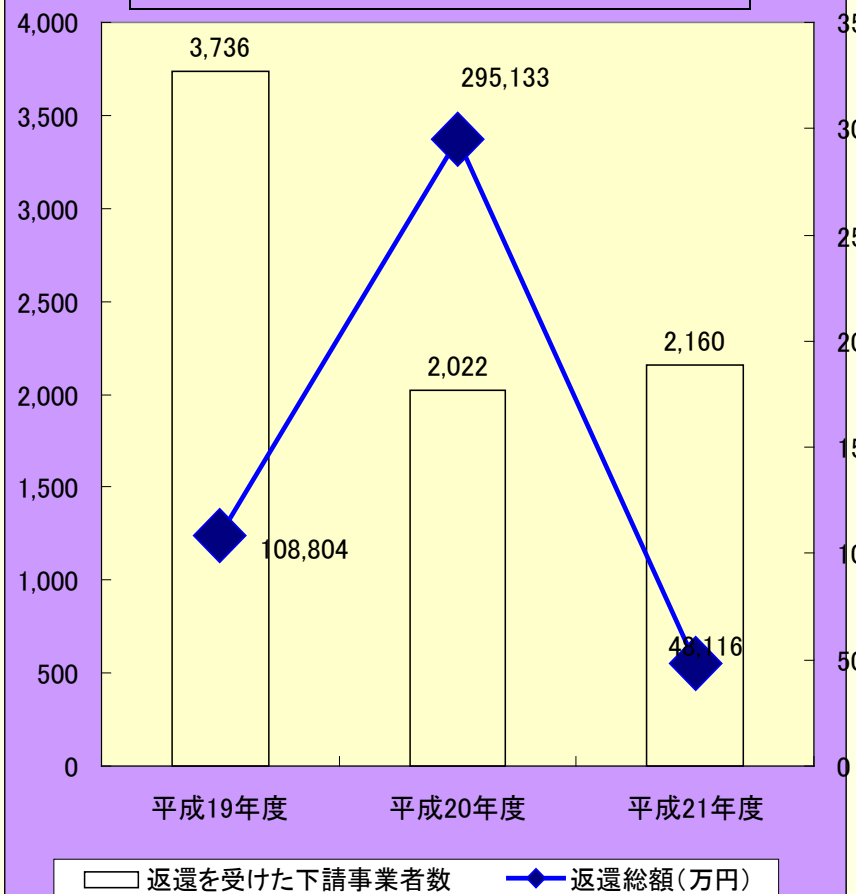
【指導件数の推移】



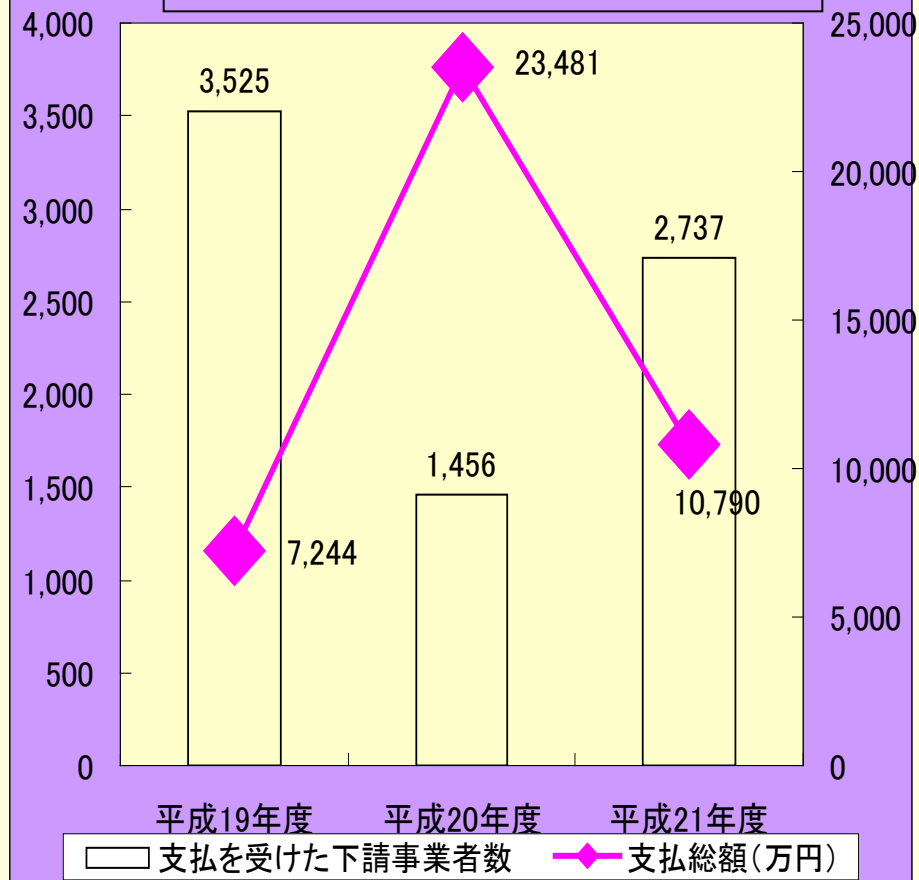
平成22年度(4～12月)に指導を行った件数は3,095件である。

下請法の迅速・的確な運用④

下請代金減額事件における
減額分返還状況



下請代金支払遅延事件における
遅延利息支払状況



平成21年度は、2,160名の下請事業者に対して総額4億8116万円の減額分が返還され、また、2,737名の下請事業者に対して総額1億790万円の遅延利息が支払われた。

平成22年度(4～12月)は、2,064名の下請事業者に対して総額4億8722万円の減額分が返還され、また、2,937名の下請事業者に対して総額5046万円の遅延利息が支払われた。

企業結合に関する 届出・報告、事前相談の最近の状況

	届出・報告件数	事前相談の回答件数	
		容認した件数	問題解消措置を前提として容認した件数
平成19年度	1, 284件	50件	
		45件	5件
平成20年度	1, 008件	28件	
		26件	2件
平成21年度	985件	24件	
		20件	4件
計	3, 277件	102件	
		91件	11件

環境整備・基盤強化 ----事前相談への対応----

公正取引委員会は、独禁法違反・下請法違反の未然防止を図るため、事業者および事業者団体が実施しようとする具体的な活動に関する相談に応じており、独占禁止法及び下請法上の考え方を説明している。

独占禁止法に係る相談件数(企業結合に関する相談を除く)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4～12月)
事業者	1,806	1,897	2,272	2,648	1,511
団体	573	433	419	352	239
計	2,379	2,230	2,691	3,000	1,750

下請法に係る相談件数

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4～12月)
6,236	7,668	8,745	9,632	6,792

環境整備・基盤強化 ----国際協力の推進----

近年、国際カルテル事件や国際合併事案等が増加しており、各国の競争当局間の連携・協力が進展してきている。公正取引委員会は、世界各国・地域の競争当局との関係強化に努めている。さらに東アジアを中心とした発展途上国に対する競争政策分野の技術支援に積極的に取り組んでいる。

- 独占禁止法は市場経済社会の根幹。

市場経済体制は世界に広がる。⇒ 独禁法(競争法)も世界に広がる。

- OECD加盟国(30カ国)はすべて競争法を有する。
- 2001年10月に、国際競争ネットワークが発足。

(ICN:International Competition Network)

競争法執行の手続面及び実体面の収斂を促進することを目的。

2010年9月末現在、**100か国・地域から114の競争当局**が参加。

2010年10月には、横浜で、カルテルワークショップを、

我が国の公正取引委員会が主催して開催。

- 二国間独占禁止協力協定、経済連携協定等、二国間の取組みも重視。

公正取引委員会は、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めている。

■ 新聞発表

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (4~12月)
308回	359回	278回	213回

■ 講師派遣

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (4~12月)
451回	492回	408回	380回

■ 独禁法教室

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (4~12月)
中学生	20回	25回	26回	19回
高校生	2回	6回	2回	7回
大学生	4回	8回	19回	43回
計	26回	39回	47回	69回

■ 地方有識者との懇談会

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (4~12月)
62回	82回	88回	57回

公正取引委員会は、①施策等の意図・目的、結果等について国民に対して明確に説明すること、②国民本位の効率的で質の高い施策等を実現すること等を目的として、毎年度、政策評価を実施し、その結果を政策評価書として公表している。

独禁法違反(カルテル・談合)に対する措置によって保護された消費者利益

	19年度	20年度	21年度
消費者利益	約754億円	約4079億円	約1204億円
測定対象とした措置件数	20件	10件	22件

独禁法違反の措置に関する新聞報道量 (平成21年度)

	日刊新聞報道量	公表1件当たりの平均報道量
法的措置	20,452行	2,045行
警告	785行	393行



1. 独占禁止法と公正取引委員会

2. 公正取引委員会の最近の取組

3. 独占禁止法の改正

平成21年独占禁止法改正法の概要

(平成22年1月1日施行(一部については平成21年7月10日施行))

■課徴金制度等の見直し

(1) 課徴金の適用範囲の拡大

- (ア) 排除型私的独占
 - (イ) 不当廉売, 差別対価, 共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束(それぞれ同一の違反行為を繰り返した場合)
 - (ウ) 優越的地位の濫用
- (2) 主導的事業者に対する課徴金を割増し(5割増し)
- (3) 課徴金減免制度の拡充(最大5社, グループ申請可)
- (4) 事業を承継した一定の企業に対しても命令を可能に
- (5) 命令に係る除斥期間の延長(3年⇒5年)

課徴金算定率()内は中小企業の場合

(旧法)	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	3% (1. 2%)	2% (1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

↓
(改正法)
＋ 改正法で追加

排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売, 差別対価等(注)	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

(注) 過去10年以内に同一類型の違反行為を繰り返した場合

■不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の上限の引上げ (3年⇒5年)

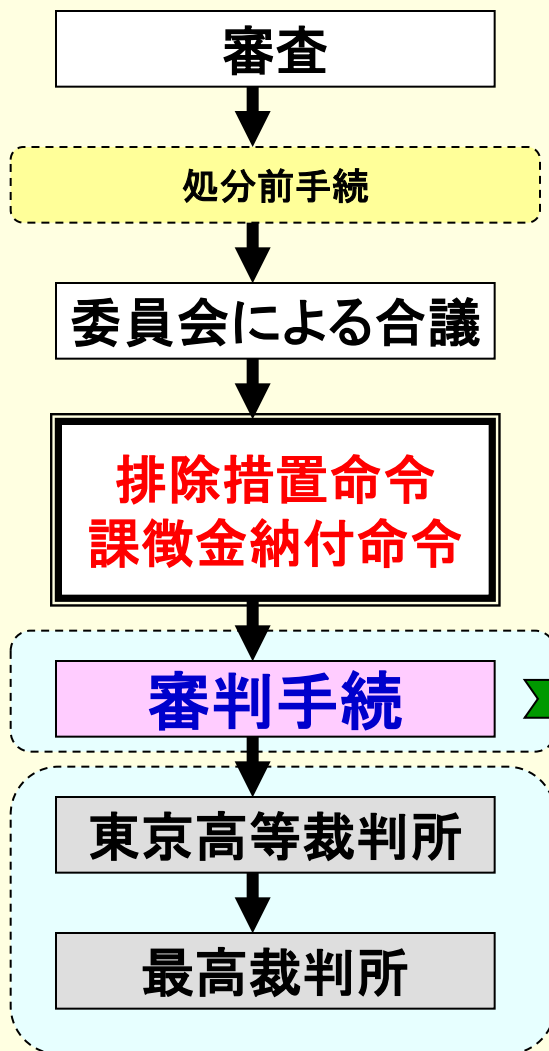
■企業結合規制の見直し

- 1 株式取得の事前届出制の導入等
 - ・ 他の企業結合と同様に事前届出制とする
 - ・ 届出閾値を現行の3段階から2段階に簡素化
- 2 届出基準の見直し等
 - ・ 株式取得, 合併等の届出基準を見直し
 - ・ 外国会社についても国内会社と同様の届出基準を適用
 - ・ いわゆる叔父甥会社間の合併等同一企業結合集団内の企業再編について, 届出を免除

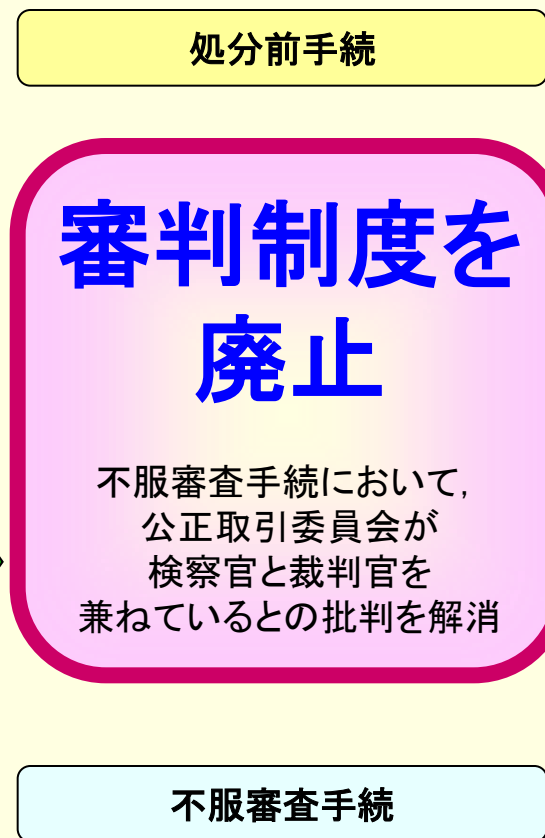
■その他

- 1 海外当局との情報交換に関する規定の導入
 - 2 利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し
 - 3 差止訴訟における文書提出命令の特則の導入
 - 4 損害賠償請求訴訟における義務的求意見制度の見直し
 - 5 職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ
 - 6 事業者団体届出制度の廃止
- ※ 1, 2, 4, 5, 6は平成21年7月10日に施行

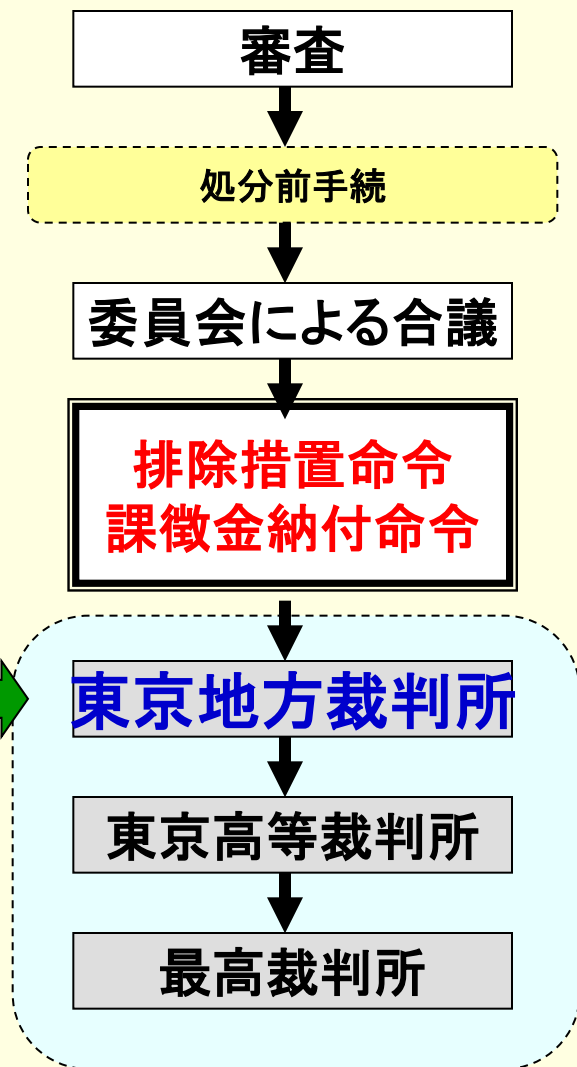
【現行の手続】



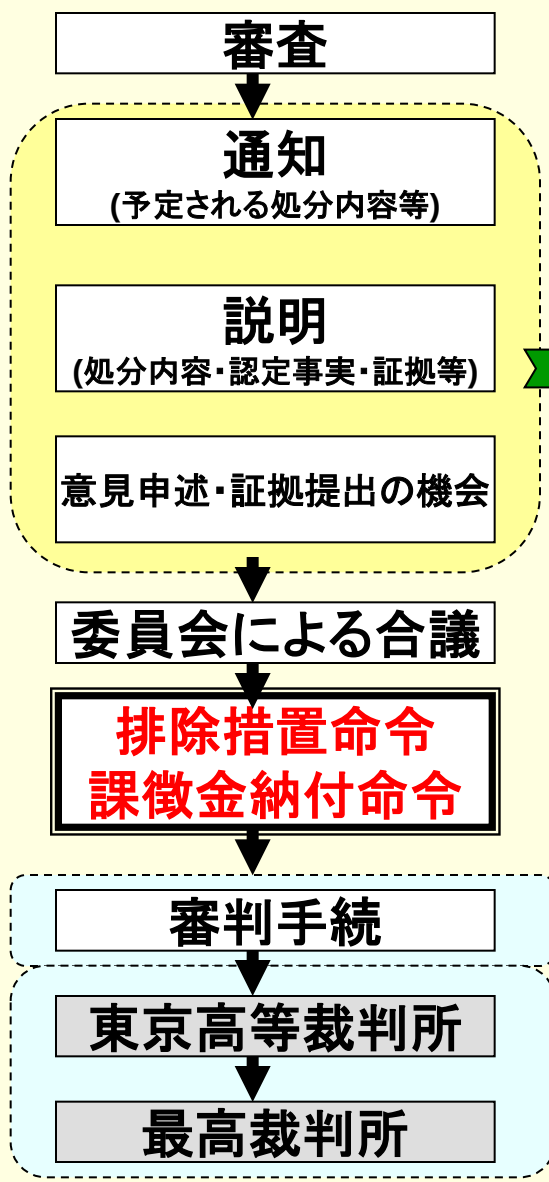
【見直しの内容】



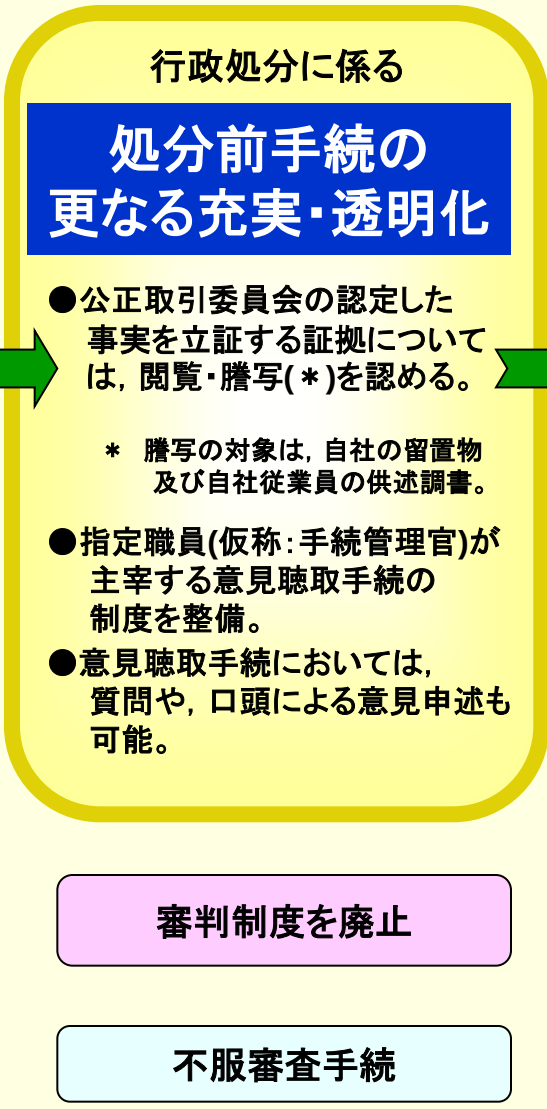
【見直し後の手続】



【現行の手続】



【見直しの内容】



【見直し後の手続】



【現行の手続】

審査

処分前手続

委員会による合議

排除措置命令
課徴金納付命令

審判手続

東京高等裁判所

最高裁判所

【見直しの内容】

処分前手続

審判制度を廃止

不服審査手続

地裁審理の導入・
専門性の確保

- 第一審は東京地裁に管轄集中。
裁判所による専門的判断を確保。
- 東京地裁の審理は、3人の合議
体で行う。5人も可能。
- 東京高裁では、
5人による審理も可能。
- 実質的証拠法則・新証拠提出制
限は廃止。

【見直し後の手続】

審査

処分前手続

委員会による合議

排除措置命令
課徴金納付命令

東京地方裁判所

東京高等裁判所

最高裁判所



ご静聴有り難うございました。

今後とも公正取引委員会の活動に
ご理解・ご協力をお願いいたします。

公正取引委員会のホームページ

<http://www.jftc.go.jp/>



どっきん

(公正取引委員会 キッズ向けキャラクター)